

多摩市文化芸術振興計画
(令和 7 年度～令和 16 年度)

素案 (案)

令和 6 年◎月

多摩市

■序文（市長挨拶）

目 次（案）

1	計画策定にあたって	5
（1）	計画策定の目的	5
（2）	策定の経緯	6
（3）	策定の方針	7
（4）	文化芸術を取り巻く状況	7
1）	社会情勢	7
2）	文化芸術にかかる国・都の動向	8
（5）	計画の位置付け	10
（6）	計画期間	11
（7）	計画における文化芸術の範囲	11
2	本市における文化芸術に関する特徴	12
（1）	まちなりたちと、文化芸術の営み	12
（2）	人口	12
（3）	文化資源等分布（文化施設、文化財、パブリックアートなど）	13
（4）	主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設	14
（5）	市内の文化活動状況	16
1）	市内の主要3駅周辺の文化活動の状況	16
2）	市内各所における文化活動の状況	18
3）	誰もが文化芸術に触れる活動の状況	19
3	多摩市文化芸術ビジョン	20
（1）	多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について	20
（2）	多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて	20
1）	親しみ楽しむ	20
2）	触れる	21
3）	つながり交流する	21
4）	機会がある	22
4	現状と課題	23
（1）	文化芸術に関するアンケート調査（15歳以上対象）	23
（2）	高校生ヒアリング	25
（3）	団体ヒアリング	25
（4）	計画の全体像	26
（6）	SDGs との関わり	27
5	施策と取組	28
施策 A	誰もが文化芸術に触れ親しみ楽しむ機会の創出	28
施策 B	市民の豊かな創造力や感性を育み交流を生む文化芸術の場の形成	30
施策 C	子ども・若者が心を動かす文化芸術活動の支援	32
施策 D	多様な主体や他の分野間のつながりづくり	34
6	計画の推進に向けて	35
（1）	推進体制	35
1）	庁内体制	35

2) 多摩市文化芸術推進委員会	35
(2) 計画の推進に向けた連携	35
1) 多摩市文化振興財団との連携	35
2) 多様な主体との連携	36
(3) 中間支援機能の強化重点取組	36
(4) 重点取組項目の設定について	36
(5) 参考指標	40

資料編.....41

資料1 計画策定経過	41
資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議	42
資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会作成中	43
資料4 市民アンケート結果	44
資料5 文化芸術団体ヒアリング結果	53
資料6 多摩市みんなの文化芸術条例	54
資料7 文化芸術基本法	57
資料8 関連計画等一覧	65

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的

文化芸術は、人生を豊かにするとともに、文化芸術には人を動かす力があります。地域社会の住民一人一人が文化に触れたり、創造にかかわったりすることは、それぞれの持つ個性を発揮させ、元気にするばかりでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力があります。コロナ禍を経て、文化芸術は不要不急なものではなく、社会全体の健康や幸福を維持し、私たちが生きていく上で、必要不可欠なものであることを再認識しました。

そのことを踏まえ、私たちは、文化芸術を通じて生きがいや喜びを共有し、人々が自由に生き生きとした生活を送ることが出来る住みやすい街を目指し、令和3年に「多摩市みんなの文化芸術条例」（以下、「条例」という）を制定しました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っています。次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与します。文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。また、文化芸術を通じて、地域を越えて人々のつながりを築くこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長に欠かせないものであり、私たちの住む街の活力となるものです。（条例前文より）

文化芸術を通して、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等に係わらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる人々のつながりを生み出し、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、人生のそれぞれのステージを心豊かに過ごせる街の実現を目指します。

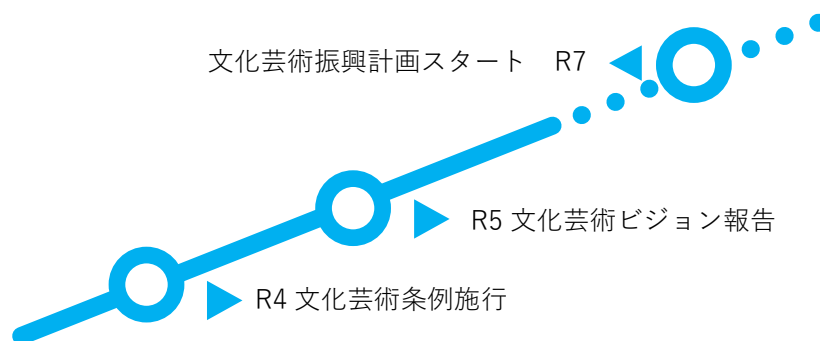
目指す街の実現とともに、近年の社会や環境の急激な変化に柔軟に対応するために、中長期的な視点に基づき、文化芸術の振興に関する施策を推進する計画を策定します。

(2) 策定の経緯

多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）が開館から 30 年余りが経過し、施設の老朽化が進んだことで、令和 2 年から令和 3 年にかけて大規模改修を行いました。

多摩市立複合文化施設の大規模改修を進めるにあたり、その活用方針を検討する多摩市立複合文化施設管理運営計画策定委員会から、「文化振興のための条例が必要」との提言を受けました。この提言を踏まえ、令和 3 年 9 月に市民や文化芸術に関わっている人たちと共に、文化や芸術をみんなで振興していくための条例を制定し、令和 4 年 4 月から施行しました。

条例に基づき、計画的に文化芸術を振興していくため、計画の策定に着手することとし、令和 4 年度から、市民委員が中心となって、文化芸術を通して実現したい街の姿を表現した多摩市文化芸術ビジョン（案）が検討され、令和 5 年 7 月に報告を受けました。その後、多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策を定めた多摩市文化芸術振興計画を策定しました。



(3) 策定の方針

文化芸術の振興に関する取り組みについては、条例に定められた基本理念や、市の役割、子どもたちのための施策などを踏まえ、さらに市民が主体となって検討された「文化芸術ビジョン（案）」を基盤とします。これにあたり、庁内の課長級職員で構成する策定委員会を設置するほか、学識経験者などの外部委員を中心とした有識者会議を設置し、庁内外の幅広い関係者とともに検討を進めました。

現状を把握するため、市民の文化芸術に対する意識や活動状況、市の文化資源などについて調査を実施しました。また、「第六次多摩市総合計画」¹や条例第7条に規定された「子どもたちのための取組」を踏まえ、市民や市で活動する文化団体の意見を踏まえた意見収集にあたっては、特に若者や子育て世代からの意見をしっかりと反映するとともに、子ども・若者²に特に重点を置いた計画を策定することとしました。

(4) 文化芸術を取り巻く状況

1) 社会情勢

①日常生活の変化

令和7年時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、インバウンドの急速な回復により日本の文化芸術を楽しむ外国人は大幅に増えました。一方、コロナ禍によって低下した消費の回復や、国際情勢不安による穀物や資源価格の上昇、急激な円安の進行などにより物価が高騰しています。

不安定な経済情勢や日常生活の変化のなかでも、文化芸術を心のよりどころとして、気軽に楽しめる機会を数多く作り出すことが求められています。

②少子高齢化の加速

我が国においては、少子化と高齢化が急速に進み、若者人口が減少するなか、社会の活力の低下が懸念されています。

本市においてもその傾向は同じで、令和5（2023）年11月に策定された「第六次多摩市総合計画」の将来展望人口によると、本市の人口は令和2（2020）年に148,821人をピークとしてそれ以降は減少が進み、令和47（2065）年には113,232人まで減少すると推計されています。また、令和32（2050）年には生産年齢人口（15～64歳）の割合が50%を下回るのに

¹ 「第六次多摩市総合計画」の重点テーマへの取組み方針（2）健幸まちづくりの推進「基本目標3 世代の多様性の確保」

健幸都市を実現し、維持していくためには、急速に割合が増える高齢世代の健幸づくりと併せ、若い世代の流入及び定着を促進し、多様な世代が交流し合い、いきいきと暮らすまちとなる必要があります。～以下略～

² 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に準拠し、「子ども・若者」は、おおむね30歳代までの市民（団体を除きます）を言います。

対し 65 歳以上人口が 40%を超え、地域コミュニティが衰退し、社会的孤立・貧困の増加、災害時支援への影響などが懸念されています。

子育て世代の本市への居住促進、高齢者の生きがいづくりなど、今後の本市の地域コミュニティを活性化するためには、文化芸術の持つ力をさらに活用していくことが不可欠です。

③高度情報化・デジタル技術の進展

ICT（情報通信技術）の拡大、AI（人工知能）等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS のの普及に伴い、社会構造全体が大きく変化しています。

こうした技術革新は、文化芸術にも多くの変化をもたらしています。デジタル技術を用いることで貴重な文化遺産を収集・保存すると同時に、今まで以上に情報公開を行い、オンライン体験やバーチャルツアーなど多様な形式での鑑賞体験や、教育の現場などでの活用を促進させることが可能となっています。また、人々は、スマートフォン等の身近な情報通信機器を用いて日常的に音楽や映像を楽しむとともに、発達した AI や編集ソフトウェア・ツールを活用して、自分で作った作品を世界中に発信しています。

新しい技術や社会構造の変化の利点、問題点を議論しつつ、わたしたちが本来備える感受性や創造性、芸術の意義について、改めて深く考える必要性が求められています。

④持続可能な社会への意識の高まり（SDGs）

SDGs³は、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成 27（2015）年 9 月に「国連サミット」において採択された、2030 年までの国際目標です。本市でも、SDGs の理念と 17 の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくとしてきました。

国境やジェンダー、ハンディキャップの有無を飛び越える文化芸術の力を用いて、社会課題の解決を図ることの重要性が叫ばれています。

2）文化芸術にかかる国・都の動向

①文化芸術基本法の改正

平成 29（2017）年 6 月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、翌年 3 月に「第一次文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定しました。令和 5（2023）年 3 月には、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を計画期間とする、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」を策定しました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活

³ SDGs 英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成 27（2015）年 9 月に「国連サミット」において採択された 2030 年までの国際目標です。

動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30（2018）年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進」を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が施行されました。令和 5（2023）年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」を策定し、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

③文化財保護法の改正

平成 30（2018）年に、過疎化や少子高齢化などの社会変化を背景に、文化財の滅失・散逸を防ぐ緊急課題に対応するため、「文化財保護法」が改正されました。未指定の有形・無形文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で保存・活用を進める体制を整備することを目指しています。また、地方の文化財保護行政の推進力強化も図られています。

④文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和 2（2020）年 5 月に文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

⑤博物館法の改正

令和 4（2022）年 4 月には、「博物館法」が改正され、制定時からの基本的な使命である資料収集・保管、展示・教育、調査・研究に加え、「文化芸術基本法」に基づくことも定めています。また、幅広い文化芸術活動をはじめ、福祉、国際交流、観光などの関連団体、関係者とつながりながら、地域活力の向上を図ることを示しています。

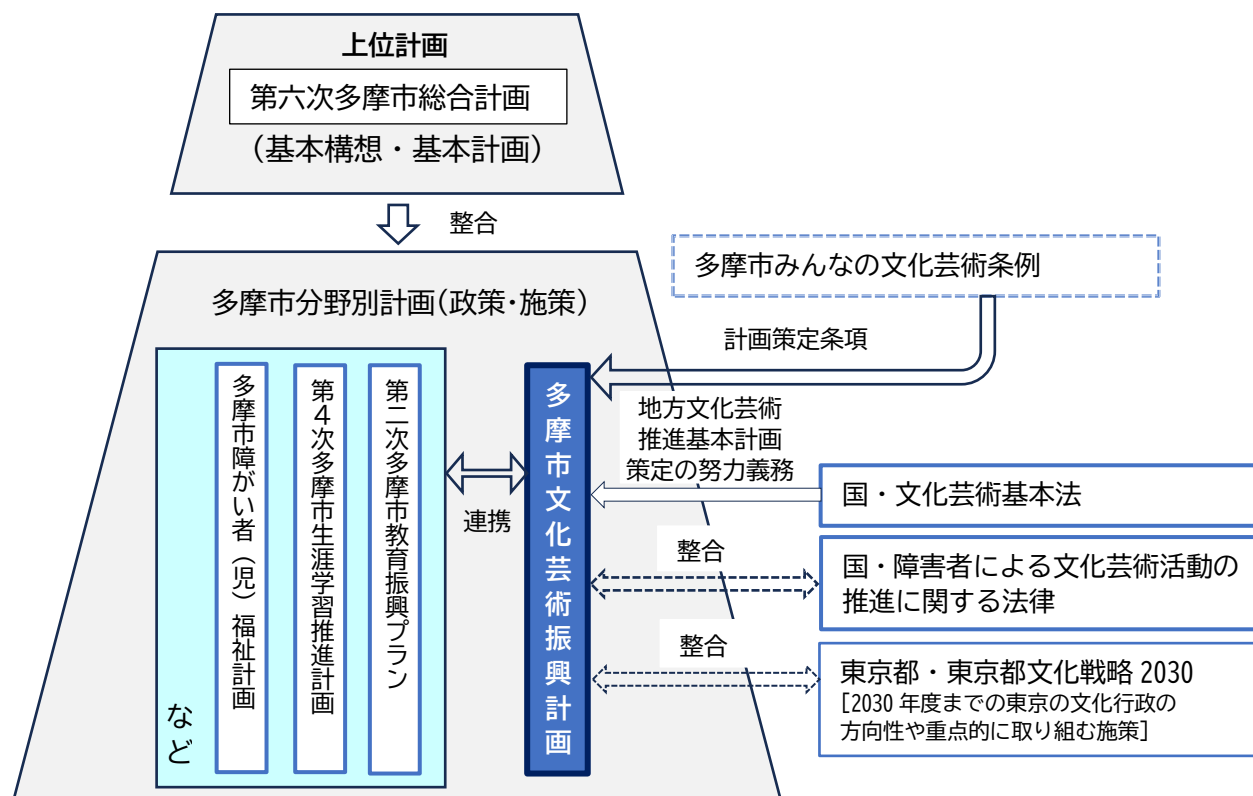
⑥都の動向

東京都は、令和 4（2022）年 3 月に、「東京文化戦略 2030（令和 4 年度～令和 12 年度）」を策定しました。2040 年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する戦略などを掲げ、芸術文化をとおして新たな価値を発見し、持続可能な仕組みを作ることで、東京が躍動感や期待感にあふれ、都市としての国際的な魅力の向上や成長につなげていくこととしています。

(5) 計画の位置付け

本計画は、平成 29（2017）年大幅改正の「文化芸術基本法」第七条の二第 1 項に基づくとともに、「第六次多摩市総合計画（令和 5 年度）」における文化芸術分野を推進するためのものです。

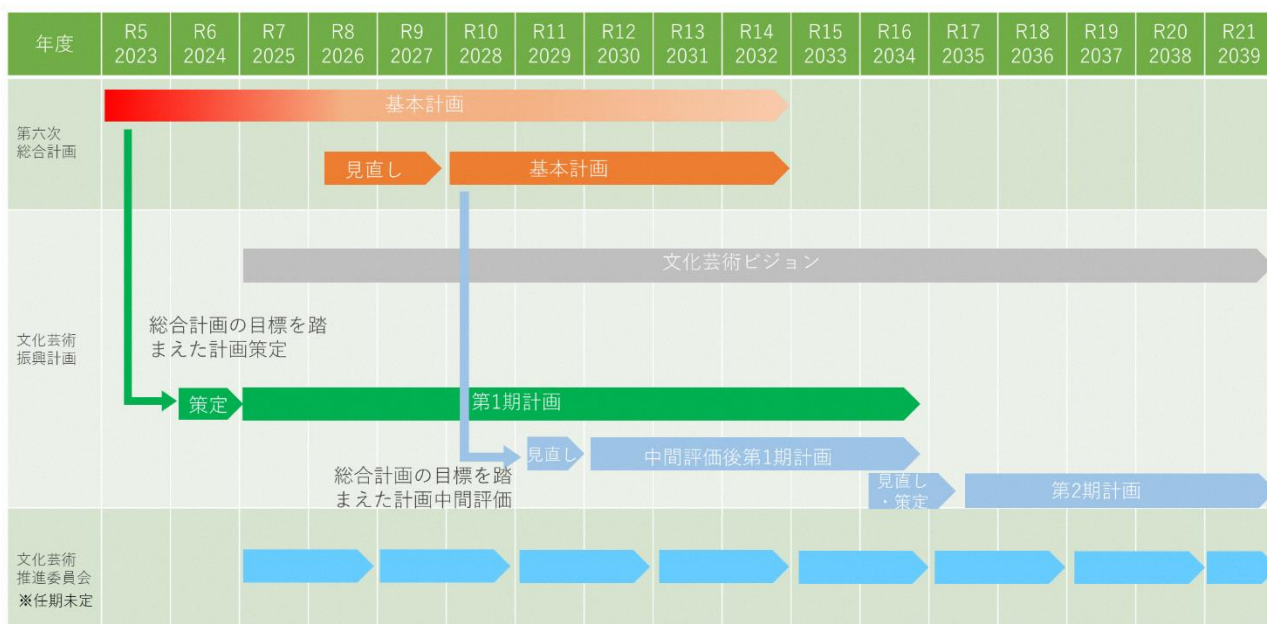
また、本計画は、「第二次多摩市教育振興プラン」、「第四次多摩市生涯学習推進計画」、「多摩市障がい者（児）福祉計画」などの関連する計画と整合・連携を図ります。



(6) 計画期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向、上位計画である『第六次多摩市総合計画』との整合を図りながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。



(7) 計画における文化芸術の範囲

本計画の文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示されたものを基本とし、市の特徴に沿った広範な文化芸術に関わる課題を取り扱います。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第 8 条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第 9 条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第 10 条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第 11 条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、
国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第 12 条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第 13 条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第 14 条）

2 本市における文化芸術に関する特徴

(1) まちのなりたちと、文化芸術の営み

本市は、昭和 46（1971）年 11 月 1 日に誕生し、令和 3（2021）年 11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えました。多摩丘陵に広がる本市は、のどかな農村風景を色濃く残していたまちから、高度経済成長期における民間事業者による宅地開発やニュータウン開発等に伴い大きく変貌し、まちには様々な地域から多くの人々が移り住んできました。そうした人々と、それ以前から多摩をふるさととしてきた住民が、この 50 年をともに歩み、温かい心のかようコミュニティが形成され、市民協働による地域社会づくりを進めながら成長してきました。

本市では、代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出してきました。

本市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街であり、そうした街ならではの営みとして、公園や遊歩道において、文化芸術活動が野外で行われてきた特徴があり、また、多摩市には文化芸術振興の拠点である多摩市立複合文化施設のほか、2つの公民館、9つのコミュニティセンターなどが設置されており、それらの施設では、文化芸術に触れる事業が多く実施されてきたほか、様々な市民や市民団体が活発に活動してきました。

本市には、多摩ニュータウン開発前から存在し、後世に伝えるため保存すべき文化財や街の開発とともに設置されていったパブリックアート等、数多くの文化資源が存在しています。また、民間企業の誘致に伴い、民間企業が運営する特徴あるミュージアムが設立され、市民にとっての文化資源としてはもとより、来街者に向けた文化観光資源としても期待されます。

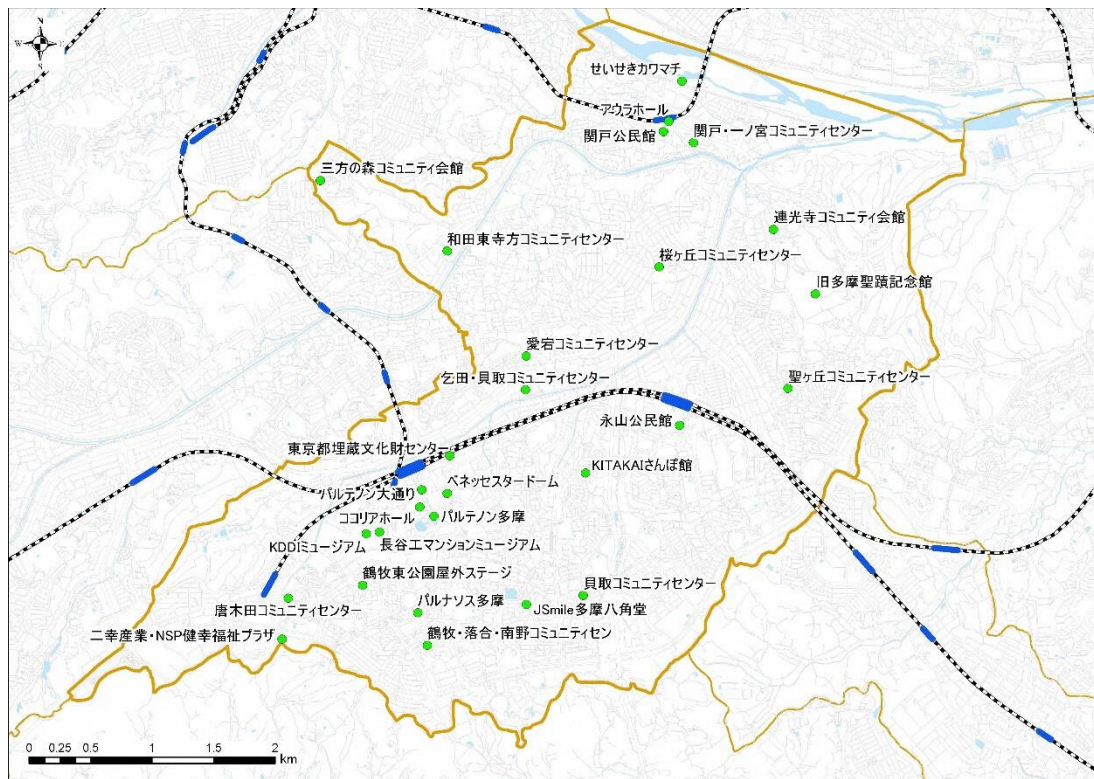
この 50 年の間、社会情勢の変化とともに、街が大きな変化を遂げていったなかで、多摩市らしい文化芸術の営みが形作られてきました。いまなお、社会情勢は変化し、多摩市のまちは変化していくなかで、文化芸術の営みも、新しい形へと変化していくことが予想されます。

(2) 人口

昭和 35（1960）年には 1 万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、平成 2（1990）年までの 30 年間に約 15 倍の 14 万人台まで増加しました。以降はほぼ横ばい傾向で、令和 6（2024）年 4 月では人となっています。将来展望人口は、令和 3（2021）年 3 月時点の推計で令和 47（2065）年の総人口で 113,232 人を見込んでいます。

(3) 文化資源等分布（文化施設、文化財、パブリックアートなど）

多摩市の文化資源等の分布 ※整理中



文化財・パブリックアートマップ

(4) 主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設

本市にある主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設は次のとおりです。

施設名	種別
パルテノン多摩	音楽ホール・展示施設等の複合文化施設（市）
KITAKAI さんぽ館	生涯学習活動施設及び文化財展示施設（市）
永山公民館	公民館（市）
関戸公民館	公民館（市）
旧多摩聖蹟記念館	歴史的建造物を利用した展示施設（市）
旧富澤家	古民家文化財（市）
旧有山家住宅	古民家文化財（市）
ベネッセスタードーム	プラネタリウム（民）
長谷工マンションミュージアム	住宅博物館（民）
KDDI ミュージアム	技術博物館（民）
東京都埋蔵文化財センター	縄文時代の遺跡・出土品を中心に展示する博物館（都）
アウラホール	商業施設内ホール（民）
パルナソス多摩	大学設置ホール（民）
ココリアホール	商業施設内ホール（民）
愛宕コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
貝取コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
乞田・貝取コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
桜ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
聖ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
唐木田コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
和田東寺方コミュニティセンター	コミュニティセンター（市）
せいせきカワマチ	屋外スペース（市、国）
パルテノン大通り	屋外スペース（市）
鶴牧東公園屋外ステージ	屋外スペース（市）
JSmile 多摩八角堂	コミュニティ施設（民）
二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ	総合福祉センター・生涯学習活動施設（市）

多摩中央図書館	図書館・貸館（市）
関戸図書館	図書館・貸館（市）

上記は、主だった施設を例示しており、このほかの施設として、幼稚園、保育園、小中学校、高校、大学、児童館、地域図書館等が市内には点在しています。

主な文化施設の写真を掲載予定

(5) 市内の文化活動状況

多摩市内では、多摩ニュータウン開発に伴って、設置された施設等で根付いた文化芸術活動や、市民発意によって主体的に始まり継続している活動、多摩ニュータウン開発前から実施している活動などが行われています。ここ最近、リニューアルされた施設を中心に、新たな活動も展開されています。

1) 市内の主要 3 駅周辺の文化活動の状況]

①聖蹟桜ヶ丘駅周辺

ホールやギャラリー、茶室等の貸室を備えた関戸公民館において、日常的に市民の文化芸術活動が行われているほか、市民主体の実行委員会と、市が共催するイベントとして、「ヴィータコンサート」や「What's JAZZ!」、「多摩演劇フェスティバル “たまには芝居”」、「VITA ふれあいまつり」、「ふれあいこどもまつり」のほか、多摩市文化団体連合主催による子供向けの「夏祭り文化体験会」などのイベントが開催されています。

また、駅前大規模商業施設である京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターのホールやギャラリー空間においても、市や地域と連携しつつ、様々な文化芸術活動が行われており、地域の商店会等が主体となった取組として、「せいせき桜まつり」や「せいせき朝顔市」、「音フェス」などのイベントがこれまで継続して、まちなかで行われ、市民が気軽に文化芸術に触れる機会が提供されてきました。

武蔵国一之宮小野神社では1年を通して祭礼や奉納神事が行われております。周辺に古くからの地名を残す歴史を感じられるエリアであるとともに、駅周辺の再開発にともなう新しい取り組みも多く行われています。

本市に制作スタジオを持つ日本アニメーション株式会社と市が共催で、関戸公民館で実施する「ラスカル子ども映画祭」も特徴的なイベントです。令和4年9月に設立されたエリアマネジメント法人によって、せいせきカワマチ（多摩川河川敷広場）において、文化芸術の内容を含んだ様々なイベントが行われるなど、新たな活動も芽生えています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

②永山駅周辺

ホールやギャラリー等の貸室を備えた永山公民館において、日常的に市民の文化芸術活動が行われているほか、公民館が主催する音楽イベントとして、「サロンライトコンサート」「0歳からのクラシック」が実施されています。また、TAMA CINEMA FORUM のプログラム上映や多摩市民文化祭の一部プログラムも実施されるとともに、市民団体、公民館、消費生活センター、図書館と民間商業施設等が協働して開催している「永山フェスティバル」では、街なかをステージとして、様々な文化芸術活動が展開されています。永山北公園がリニューアルされたことに伴い、子供向けの新たなイベントが開催され始めています。

駅前商業施設に位置する、友好都市長野県富士見町のアンテナショップでは、四季折々の魅力的な商品が販売されるとともに、季節に応じて特産品販売会が催されています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

③多摩センター駅周辺

収容人数が1,000人を超える大ホールや、ミュージアム、ギャラリー、練習室など多彩な文化芸術活動が可能な貸室を有する多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）では、市内外の、プロやアマチュアが、公演、発表会、展示など様々な文化芸術活動を行っています。また指定管理者によって、国内トッププロレベルのアーティストによる多彩な公演や、多摩市の郷土文化や多摩ニュータウンの特徴等に着目した特色ある展示が行われてきました。特徴的な外観を有するパルテノン多摩屋外の大階段と大階段下広場を活用した野外イベントもこれまで数多く開催されています。市の文化芸術活動拠点であるパルテノン多摩は、大規模改修工事を経て、令和4年にリニューアルオープンし、子育て支援機能が加わり、子どもが無料で遊べる屋内遊具施設やフリースペース空間が新設され、今後、市民の新しい広場として、さらなる活用が期待されます。

令和5年には、パルテノン多摩が設置されている多摩中央公園内に、多摩市立中央図書館が新設され、知の地域創造の拠点として、今後、周辺施設とも連携するなかで、市民の文化芸術活動にも寄与していくことが期待されます。令和7年の多摩中央公園リニューアル後は多摩センター地区と一体となって回遊性と賑わいが創出されるとともに、文化芸術活動が盛んに展開されることが期待されます。

多摩センター駅とパルテノン多摩を結ぶ歩行者専用の大通りでは、「ガーデンシティ多摩センター子どもまつり」、「多摩センター夏まつり」、「ハロウィン in 多摩センター」などの四季折々のイベントが多摩センター地区連絡協議会によって開催され、よさこい踊りや、吹奏楽パレードなどダイナミックなイベントや大道芸などが行われてきました。最近では、多くの若者ファンを擁する音楽アーティストが所属する音楽事務所が、所属アーティストのライブや地元アーティストや市民団体等と協働した文化コンテンツ、最新テクノロジーの展示も同時に行う「TAMA TAMA Festival」が開催され、多くの若者が多摩センターを訪れる機会となっています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

2) 市内各所における文化活動の状況

市内には、9つのコミュニティセンターがあり、設置された地域の住民の方を中心に文化芸術活動が行われています。各コミュニティセンターは、地域住民の方で構成する運営協議会によって運営されており、映画、音楽、伝統芸能など、各館で特色ある文化事業が主体的に企画され、地域住民に向けて実施されています。

貝取・豊ヶ丘エリアにおいては、Jsmile 多摩八角堂を中心に、「多摩ランタンフェスティバル」が毎年秋に開催され、地元のアーティストが関わりながら、様々な演出が行われており、住民はもとより市外の方にも親しまれています。また、旧北貝取小学校跡地施設をリニューアルして開館した、「KITAKAI さんぽ館（「多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館」）」でも、様々な市民団体が活動しており、施設を運営する指定管理者の主催による生涯学習事業のなかでも、文化芸術に触れる事業が行われています。

鶴牧エリアにおいては、鶴牧東公園の野外ステージを活用した「多摩ニュータウン野外コンサート」が長年、夏に開催されており、近隣小中学校の合唱クラブや吹奏楽部、地元アーティスト等が出演し、近隣住民に親しまれているイベントです。

桜ヶ丘地区の原峰公園では、現代アートの野外展示「遊・桜ヶ丘 現在進行形 野外展」が行われ、普段は多摩の原景を構成する自然豊かな公園が、多くのアート作品が展示されることで、非日常的なアート空間へと様変わりしています。

愛宕、連光寺、一ノ宮といった既存地区においては、古くからの伝統行事として、地域にゆかりのある神社で例大祭が行われており、それに伴い、神輿や和太鼓といった伝統文化や伝統芸能が継承されながら行われています。

また、20以上の市民文化団体で構成する多摩市文化団体連合を中心に、約50年の間、多摩市民文化祭が、毎年秋に行われ、大きな発表の舞台となっており市民文化を発展させる機会となっています。このほか、平成3年に公民館主催事業として開始され、その後、設立された実行委員会によって運営されている「TAMA CINEMA FORUM」は、30年以上継続され、市民、市外も含め、映画の魅力を多くの人に届ける事業となっており、毎年多くのメディアが注目する事業に成長しました。



〔TAMA CINEMA FORUM TAMA 映画賞 授賞式の様子〕

3) 誰もが文化芸術に触れる活動の状況

多摩市内では、屋外で誰もが文化芸術に触れる機会があるほか、文化芸術にアクセスしにくい方を対象にした取組も行われています。

高齢者の方を対象とし、文化芸術にも親しめる「長寿を祝う会」や、障がいの有無に関わらず誰でも作品を展示できる「ぱらあーと 多摩市みんなの美術作品展」、多摩市国際交流センターによる外国人との文化交流イベントが、長年にわたって開催されています。

子どもに向けた取組としては、市内各所にある児童館において、各館独自で、日常的に遊びを通じながら文化芸術に触れる取組が実施されているほか、毎年パルテノン多摩で、市内NPO法人、市の児童館職員有志が協力し、「Poco Poco Festa」が開催され、多くの子ども達が、多様な文化芸術に触れています。また、劇団四季とパルテノン多摩指定管理者の協力により、市内全校の小学6年生全員が毎年1回、ミュージカルを鑑賞する取組である「こころの劇場」がパルテノン多摩で開催されています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

3 多摩市文化芸術ビジョン

計画策定にあたっては、多摩市における文化芸術の将来像を明確にし、共有した上で実行可能な目標を定めることが重要と考え、計画策定に先立ち、「多摩市文化芸術ビジョン」を市民委員が中心となった多摩市文化芸術ビジョン検討委員会において検討しました。検討にあたって、多摩市における文化芸術の将来像に関する市民アンケートや市民ワークショップを実施しながら広く市民意見を取り入れながら進めました。

(1) 多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について

『多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている』

文化芸術は、乳幼児期から親しむことで豊かな感性を育みます。

人々が、互いの個性を尊重しながら、日常的に様々な文化芸術に出会い、参加することで、つながりや交流が生まれ、生活の質の向上につながっています。多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが、街全体に広がっていきます。

(2) 多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて

多摩市文化芸術ビジョンは、将来、多摩市が、文化芸術を通じて実現したい街の姿をイメージしたものです。文化芸術を通して目指す姿を、皆で 共有することができるようになりました。

1) 親しみ楽しむ

日常的に親しめる

●表現活動が、いたるところで行われており、日ごろから文化芸術に触れ、親しんでいる

人々は、日常を過ごしているだけで、日ごろから文化芸術に触れており、意識する、意識しないにかかわらず親しんでいます。

多様な分野で様々な表現活動が行われており、その活動に参加・体験したい人や鑑賞・享受したい人に、文化芸術活動の情報が届き、生活の一部として自然に文化芸術に親しめる街の姿を表しています。

表現活動を楽しめる

●あらゆる表現活動を、身近でのびのびと行い、人々は活動することや鑑賞・享受することを楽しんでいる

趣味として文化芸術活動を行う人やプロのアーティストなど、様々な表現活動の担い手が、のびのびと多様な分野及び場で表現活動を行っており、その活動を受け止め楽しんでいる人々がいます。

文化芸術が身近にある日常を、活動や鑑賞・享受することで、人々が楽しめる街の姿を表しています。

2) 触れる

乳幼児期から触れている

- 子ども達は、乳幼児期から文化芸術に参加・体験し、文化芸術に対する興味を深めている。保護者や地域の人々は、子ども達が文化芸術に触れることの大切さを理解している

子ども達は、乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術がある生活が日常となっています。

乳幼児期から文化芸術に触れることは、創造する力、豊かな個性と自己肯定感を育むことにつながり、子ども達の成長になくてはならないものです。乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術を身近で日常的なものにするような環境作りを、みんなで行っている街の姿を表しています。

いつでも触れられる

- ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられる

人々は、生涯を通じて、文化芸術に触れたいときに触れることができています。「仕事が忙しい」「子育てで時間がない」など、ライフスタイルの変化があっても、文化芸術にいつでも触れる機会があり、乳幼児から大人まで、鑑賞したい時に鑑賞でき、参加したい時に参加でき、創造・表現したい時に創造・表現できる環境がある街の姿を表しています。

3) つながり交流する

つながり合うことで生きがいを感じられる

- 文化芸術を通して地域で交流が生まれ、一緒に活動すること、教え教えられることで、生涯を通じてつながり、いきがいや喜びを感じている

人々は、文化芸術を通してつながり合い、一緒に活動することでいきがいや喜びを感じています。

自身が得意なことを、知りたいと思う人々などに教える機会があり、教える側は生涯を通じていきがいを感じ、教えられる側は「新しいことができた」「楽しい」など喜びを感じることができます。そして教える側にもなっていく循環が生まれている街の姿を表しています。

交流しコミュニティが広がっている

- 表現活動が、様々な分野・多様な機関と連携し活発に行われており、市民だけでなく域外の人々とも交流が生まれ、コミュニティが広がっている

文化施設を中心に、文化芸術を通して教育や福祉等の機関と広く連携し表現活動が行われ、人と人との交流が生まれる街となっています。

表現活動は市内で区切られるものではなく、市外の人々が活動に参加し、鑑賞者としても関わりをもちます。表現活動を行うことで、また、活動後に人々と余韻を楽しむ工夫を行っていくことで、市民同士、市民や域外の人々の交流が生まれ、団体等のつながりもでき、コミュニティが広がっていく街の姿を表しています。

4) 機会がある

出会える機会がある

●様々な体験を通して、生涯を通じて活動したいものに出会える機会や環境がある

様々な体験ができ、生涯を通じて「今まで気づかなかったが、自分はこれがやりたかった」と思えることに出会える機会や環境がある街となっています。

多様なジャンルの文化芸術が身近にあり、気軽に触れることができ、体験を促すための場がある街の姿を表しています。

活かせる機会がある

●得意なことや、専門的な知識・技術を活かす機会があり、文化芸術が多様な人によって振興している

文化芸術に市民の得意なことや市民がもつ専門的な知識・技術をつなぎ、生かす機会があり、文化芸術に関わる人が増え、文化芸術が振興している街となっています。

表現活動を自ら行う人はもちろん、彼らを支援したり、体験する人をつないだり、多様な市民が文化芸術に参加できる街の姿を表しています。

ビジョン検討の写真を掲載予定

4 現状と課題

(1) 文化芸術に関するアンケート調査（15 歳以上対象）

○市民の鑑賞状況について

アンケート結果から見ると、過去 1 年間に文化芸術を鑑賞した人は全体の 8 割を超えており、鑑賞したジャンルで見ると、美術、映画、アニメーション映画がそれぞれ 4 割を超えています。一方で鑑賞しなかった方の理由を見ると、「育児・介護などで時間がなかなか取れない」、「仕事・学業などで時間がなかなか取れない」といった理由と、「関心がない」といった理由が多くなっています。

鑑賞しなかった方の理由から見えてくる課題としては、多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージ「いつでも触れられる」を踏まえ、ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられる機会を創出する必要があります。

グラフを掲載予定

○多摩市の文化芸術施策等について

今後、市内での文化芸術を発展させるためには、多摩市はどのような施策に力を入れていくのが良いと思いますかという問い（複数回答可）に対して、「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること」が 6 割を超えており、次いで「若いアーティストへの支援、担い手の育成」が 4 割を超えています。

グラフを掲載予定

また、子どもの頃から文化芸術に触れるためにはどのような取り組みが必要だと思いますかという問いに対しては、「学校等で音楽やダンス、アート、演劇等を鑑賞できる機会をつくる」が7割を超えており、次いで「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が5割を超えています。

これら現状から見えてくる課題としては、市内で行われる文化芸術活動やイベント、文化資源について、市内外の人や子育て世代の人に十分に届いていないため情報発信を充実させることや、子どもが文化芸術に触れる機会をさらに創出する必要があります。

グラフを掲載予定

○子どもの文化芸術活動について

子どものいる方については、1年間でお子さんが参加あるいは活動した機会として、「学校等での体験プログラムへ参加」と答えた人が小学校低学年、高学年ともに4割を超えています。また、「習い事で活動」も小学校低学年で3割、小学校高学年で5割を超えています。

（複数回答可）子どもが中学生になると、「学校の部活動やクラブ活動等へ参加」が5割を超えます。

子どもの文化芸術活動を妨げる要因として、「親が忙しく時間的余裕がない」と思っている方が全体で5割を超えています。

子どもが12歳以下のうちは「文化芸術に関する情報が乏しい」、「文化芸術活動が身近で行われていない」と思っている方がそれぞれ4割程度います。

これら現状から見えてくる課題としては、子どもは学校の行事での鑑賞の機会や、文化芸術活動に参加する機会が最も多いが、それ以外の場での文化芸術への触れ合いをより創出する必要があります。また、親世代は子どもを連れて行こうと思う事業が身近な場所で、気軽に参加・鑑賞できることを重視しており、それに関する情報周知と量が不足していることが考えられます。そのため、身近な場所で、気軽に参加・鑑賞できる機会の情報発信を充実させる必要があります。また、学校の部活動やクラブ活動等へ参加において、文化芸術活動に参加する機会が多くあるなかで、今後の中学校部活動地域連携・地域移行に向けて、中学生の文化芸術に関する活動機会の確保に向けた準備を進める必要があります。

（２）高校生ヒアリング

「アート＆カルチャーの力でどのようなまちにしたいか」をヒアリングしたところ、キャラクターやアニメ、漫画などのコンテンツを活用する、流行を生み出して多摩市のイメージを良くする、部活として参加、活動する文化芸術イベント等をきっかけに様々な世代や多様な価値観を持つ人と交流してつながりたい、といった声がありました。

これら現状から見えてくる課題としては、文化芸術を通して多摩市内外の方に訴求するイベントやコンテンツの充実や、高校生と連携しつつ文化芸術を活かして子どもから高齢者まで多様な世代が関わることのできる取組を実施していくことが求められています。

（３）団体ヒアリング

市内において文化芸術活動を行っている団体、市内の博物館など文化施設を運営する事業者など 25 団体等に、活動の目的や方向性、目的や方向性をかなえるための課題、市への要望等をお聞きしました。

各団体が感じている課題や要望はある程度共通しており、以下に集約されます。

○市内の多様な施設、空間を利用した活動拠点づくりを行う必要がある

活動場所が確保できず場所探しに苦労している団体があり、市内には、学校跡地施設や、商店街の空き店舗、広い遊歩道など芸術・文化活動を行うことが可能な多様な施設、空間が存在する。それらの施設、空間を、市内の団体や個人のアーティストがより安価で自由に利用できるようにする支援の仕組みを検討することが求められています。

○情報の集約や各活動の橋渡しを行う中間支援組織を作る必要がある

市内には多様な博物館、公民館などの施設があり、そこで多様な活動が行われているが、その情報が市民に十分に伝わっていない。また、各活動の情報交流も十分でないため横のつながりも不足している。在住クリエイターの活躍や市民団体活動が活発化することで、文化芸術による地域課題の解決が期待されるため、活動情報の集約や各活動の橋渡し、活動を支援する各種補助金の情報や活動場所の情報提供を行う中間支援強化をしていく必要がある。

○若いアーティストに活躍の場を提供し育成するプラットフォームを形成する必要がある

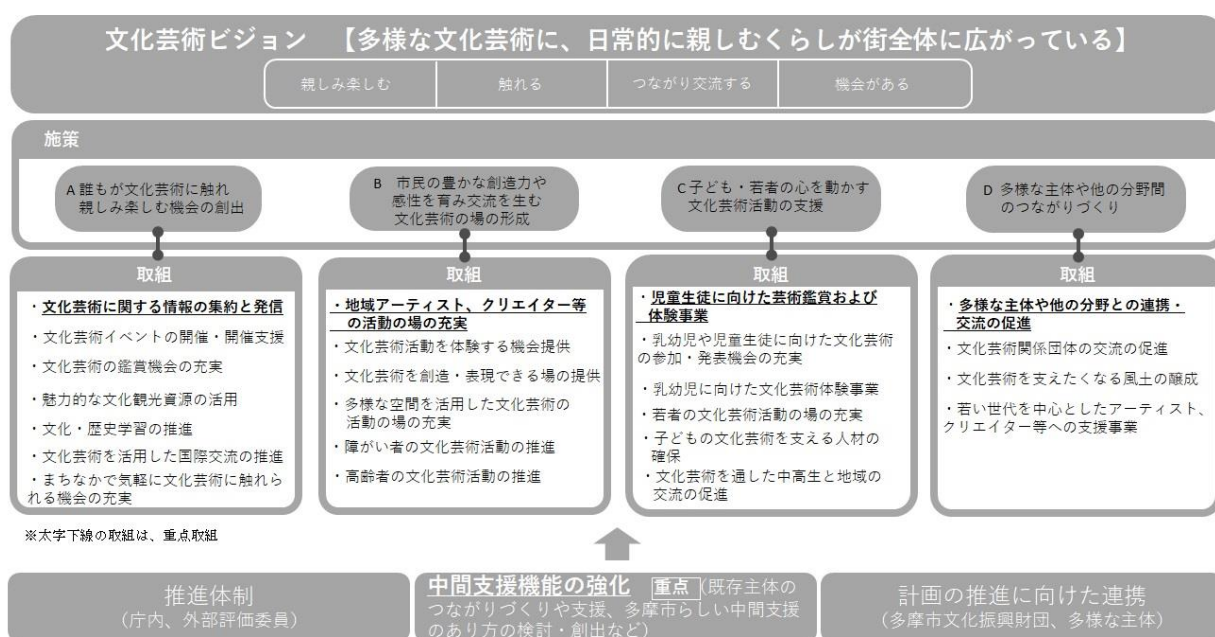
すでに多摩市内で活動しているアーティストという資源を生かすとともに、市内外の多様な若いアーティストが創造的に彼らの表現活動を行える場を提供するための仕組み（プラットフォーム）を形成していく必要がある。

○その他

伝統文化の保存や利活用などについて、担い手の高齢化などによる活動の減少が見られます。地域で継承されてきた伝統文化は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域共同体に果たす役割も大きく、子どもから高齢者まで多様な世代が関わることのできる。そのために、担い手および参加者になる若い世代に気軽に参加できる機会の情報発信を充実させる必要があります。

(4) 計画の全体像

文化芸術に関する市を取り巻く状況や、市のめざす姿、そして現状と課題を踏まえ、今期計画期間においては、以下の体系図の通り、4つの施策とそれに紐づく取組、それらを支える計画の推進に向けた取組を実施していきます。なお、計画の推進にあたっては、多摩市みんなの文化芸術条例、市民アンケートおよび団体ヒアリングの結果、有識者会議での意見等を踏まえ、各施策の取組より1つ、計画の推進に向けた取組の中から1つ、合わせて5つの「重点取組」を設定し、取組の進捗状況を重点的に確認し評価していきます。



(5) SDGs との関わり

本市では、第六次多摩市総合計画において、SDGs の理念と 17 の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくこととしています。令和 16（2034）年までを計画期間としている本計画においても、2030 年の SDGs の達成に向けて、文化芸術の役割も大きな部分を占めるものと位置付けています。

【施策と関連する SDGs のゴール】

施策	SDGs
A 誰もが文化芸術に触れ親しみ楽しむ 機会の創出	     
B 市民の豊かな創造力や感性を育む 文化芸術の場の形成	    
C 子ども・若者の心を動かす文化芸術 活動の支援	     
D 多様な主体や他の分野間のつながり づくり	   

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 施策と取組

施策 A 誰もが文化芸術に触れ親しみ楽しむ機会の創出

市内には、歴史的な文化財、パブリックアートなどの多様な資源や、パルテノン多摩のほか、各種ミュージアムなど、魅力的な施設が存在します。また、文化芸術イベントも年間を通して多数行われています。これらをさらに活性化し、来街者も含め、市民の誰もが文化芸術に親しみ楽しむことのできる機会を創出します。

【取組】

★文化芸術に関する情報の集約と発信 重点取組

市内外で行われる多彩な文化芸術事業の情報は市のホームページや広報、SNS 等様々な手段により発信されています。また、拡散を図るため、市のホームページのほか、X やインスタグラム等の SNS の活用を進めています。ただ、情報が集約出来ていない、情報過多により選択できないため、お勧めの情報がほしい などの意見もあったことから、既存のメディアも活用しながら市内各所で実施される文化芸術の情報が一元的に集約される形で整理され、市民が情報を収集しやすい環境の整備に向けて取り組みます。また、市の文化芸術コンテンツ、文化資源について、日本語を母国語としない方に向けた発信を強化していきます。

市民の文化芸術への関心を深めるため、市内全体で、文化芸術を盛り上げる期間を設定するなどし、市主催の多摩市民文化祭をはじめ既存のイベントに一体感やつながりを持てるよう、発信の方法を工夫します。

●文化芸術イベントの開催・開催支援

市には、「多摩市民文化祭」や「TAMA CINEMA FORUM」など、市民が関わることのできる文化芸術関連イベントが年間を通して多数開催されています。イベントの主催や開催支援を通して、文化芸術に興味を持ち、継続して文化芸術を楽しむ市民が増える環境の醸成を図ります。

●文化芸術の鑑賞機会の充実

リニューアルオープンし、より多様な演目に対応できることとなったパルテノン多摩の大ホール等において、市民が多彩な文化芸術を鑑賞できる機会を充実させていきます。

市民の中には文化芸術に興味を持ちながらも、仕事・育児等の理由による時間的制約、あるいは経済的制約によって、鑑賞できずにいる方が一定数います。こうした状況を踏まえ、子どもの預かりサービスや低価格かつ魅力的なコンテンツの情報周知など誰もが楽しく文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を創出する取組を推進します。

●魅力的な文化観光資源の活用

本市には歴史的な文化財や、パブリックアート、アニメの舞台等や映画等のロケ地といった魅力的な資源があります。また市内には「日本アニメーション」の本社スタジオが立地しており、様々な連携事業が実施されています。地域、企業と連携しながら、市内外ひいては海外から訪れる方をも惹きつけるような文化観光資源の活用に取り組みます。

●文化・歴史学習の推進

市内には地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能等があり、地域文化の継承は地域への愛着や誇りの醸成に資する取組みです。

市民が地域の様々な文化に触れ、新たな発見や様々な活動のきっかけになるよう、文化財や文化財施設の適切な保存に努めながら様々な活用を進めます。

また、文化財や伝統芸能に関する理解を深め継承していくための事業を市の施設やパルテノン多摩ミュージアムを中心に展開するほか、多摩市デジタルアーカイブやパルテノン多摩地域資源データベースの活用促進にも取り組みます。

●文化芸術を活用した国際交流の推進

市内には住民基本台帳上、3,000人以上の外国人が住んでおり、多摩市国際交流センター等やコミュニティセンターで互いの文化を伝えるイベント等を通して外国人との交流が行われています。日本語を母国語としない方に向けて、多言語対応や、やさしい日本語活用を進め、文化芸術を活用して外国人との交流の活性化および多文化共生を推進します。

●まちなかで気軽に文化芸術に触れられる機会の充実

市民が特別な場所に行かずとも、日常の一部として気軽に文化芸術を体験し、豊かな創造力や感性を育むことを目指し、地域の広場や公園、商業施設、駅前などの身近な場所で、アートや音楽、パフォーマンスなど様々な文化芸術に触れられる機会を市民団体、アーティストや市内事業者等と連携したイベントの主催や開催支援を通じて充実します。

施策 B 市民の豊かな創造力や感性を育み交流を生む文化芸術の場の形成

市民が市内にある多様な公共施設を文化芸術活動の場として利用しやすくするとともに、障害の有無、年齢、国籍等の差別なく、だれもが文化芸術活動に参加できるよう、それぞれの状況に応じた配慮を伴うイベントや公演を実施し、文化芸術活動への参加を促進していきます。また、文化芸術活動への参加促進によって市民の交流を活性化していきます。

【取組】

★地域アーティスト、クリエイター等の活動の場の充実 重点取組

市内で文化芸術活動を行うアーティストやクリエイターは数多くいます。これらの活動が活発に行われることで、より多くの市民が文化芸術に触れ、感性を育むきっかけとなります。アーティストやクリエイターが創造的に、活動をするための場づくりの検討を進め、計画期間の早い段階における具体的な取組の着手を目指します

●文化芸術活動を体験する機会提供の継続

令和5年度に実施した世論調査において、1年間に文化や芸術の創作をした市民の割合は、18.3%であり、文化庁が同年度実施した世論調査における、1年間に鑑賞以外の文化芸術活動を実施した回答者の割合(13.0%)より高い水準となっています。音楽、美術、文学、芸能、生活文化などの多様な文化芸術に触れる講座やワークショップ等を公共施設等で開催または開催支援し、市民自ら創造的に文化芸術活動を行うきっかけとなる機会の提供を継続します。

●文化芸術を創造・表現できる場の提供

パルテノン多摩やKITAKAIさんぽ館、公民館、市内各所のコミュニティセンター等において、日常的に文化芸術を創造できる場で個人やサークル・団体などが日々活動を行っています。市民が継続的に活動できるよう、施設を適切に運営し、練習や表現できる場を提供します。また、活動可能な場所やサークル・団体の情報を集約し、発信します。

●多様な空間を活用した文化芸術活動の充実

市内には、各公共施設のほか、公園、広い遊歩道、商業施設内イベントスペースなど、芸術・文化活動を行うことで市民が身近にそれらの活動に触れることができる、多様な空間が存在します。それらの空間を、市内の団体や個人のアーティストが利用しやすいような仕組みづくりを進めます。

●障がい者の文化芸術活動の推進

市内の障害者支援施設等や多摩市文化振興財団、各教育機関、市内の文化芸術団体やアーティストと連携し、障がい者の鑑賞・創造の機会の拡大や、作品等の発表の機会の確保に取り組めます。

●高齢者の文化芸術活動の推進

趣味や教養を深めることや、生きがいや余暇を充実させることはフレイル予防にもつながり、市として推進する健幸まちづくりに寄与します。高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるよう、総合福祉センター、KITAKAI さんぽ館、公民館、コミュニティセンター等の運営や「長寿を共に祝う会」の実施を通して、様々な文化芸術活動への参加を推進します。

施策 C 子ども・若者が心を動かす文化芸術活動の支援

学校における体験学習や、市内で行われている各種イベントを拡充していくことで、子ども・若者が文化芸術に触れる機会を充実させます。良質な美術、音楽、演劇等の鑑賞体験は子どもたちの感受性や創造性を刺激し、芸術的な感性を育みます。学校内外での鑑賞機会の確保を図ります。

市内の子どもたちは、絵画制作や合唱、楽器演奏、ダンスなど多様な文化芸術活動を行っています。作品展や演奏発表会の開催など、子どもたちが文化芸術に触れることの大切さを理解し、創造性を育み、子どもが主体的に活動できる機会を創出します。また、子どもたちが、自由に表現活動できる環境の創出に向けて検討を進めます。

【取組】

★児童生徒に向けた芸術鑑賞および体験事業

重点取組

学校では芸術を学び、体験する授業が行われています。市内全ての子どもが本物の芸術を鑑賞する機会として、年に1回、小学6年生がパルテノン多摩でミュージカル鑑賞を実施しています。また、学校によっては、市民団体等と連携し、芸術家を受け入れ、児童生徒が芸術を体験する機会が提供されています。その他にも、市内の文化施設や多様な団体と協力しながら、小中学校において、多様なジャンルの芸術鑑賞や体験する機会を拡充していきます。

市内小中学校においては、学習指導要領に基づく活動のほか、地域の協力を得ながら実施する伝統文化の継承に関する取組を引き続き実施します。

●乳幼児や児童生徒に向けた文化芸術の参加・発表機会の充実

文化芸術を鑑賞した子どもが、継続的に文化芸術と関わっていけるよう、教育機関や文化芸術関連団体と連携しながら、「市民文化祭」や絵画作品展の実施、演劇やコンサートの開催など、定期的な参加・発表の機会を充実します。

●乳幼児に向けた文化芸術体験事業

パルテノン多摩、市民活動交流センター、公民館、コミュニティセンター、児童館などにおいて、市内の多様な団体と協力しながら、乳幼児を対象とした文化芸術体験事業を拡充していきます。

●若者の文化芸術活動の場の充実

若者を主な対象とする「TAMA TAMA Festival」のようなイベント実施にあたっての関係行政団体等との調整や市民周知等に関する協力を行います。また、子ども・若者から子ども・若者施策に関する意見を聴取する機会を捉え、あるいは「若者会議」等と連携して、若者向け文化芸術施策に関するニーズ等を抽出します。中間支援機能の強化にあたっては、若者の文化芸術活動の場を充実させることにも焦点を当てて検討を進め、計画の中間見直し時期における具体的な取組の着手を目指します。

●子どもの文化芸術活動を支える人材の確保

地域の資源を最大限に活かし、子どもが身近な環境で文化芸術に触れる機会を増やし、子どもの創造力や感性を育むため、地域のアーティスト等の豊富な知識と経験を活用し、豊かな文化芸術体験を充実していきます。また、放課後子ども教室⁴を文化芸術の面からサポートの担い手や、部活動の地域連携・地域移行を支える人材や団体の掘り起こしにも、つなげていけるよう、子どもの文化芸術活動を支える人材募集に関する取組を進めます。

●文化芸術を通した中高生と地域の交流の促進

高校の美術部や吹奏楽部に所属する生徒からは、地域との交流を模索しており、様々な世代が関わり合えるまちになることを望む声がありました。市内中学校の吹奏楽部等の生徒は、地域のイベント等で発表活動をしている状況があります。文化芸術イベント開催等にあたって、市内中高生の部活動との連携を促すため、イベント主催者とのマッチングを支援します。

⁴ 放課後子ども教室は、小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点として、さまざまな学習や体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取り組みです。
子どもたちの社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性を育てるとともに、地域住民が子どもを軸につなぎ、暮らしのなかのコミュニティを継続させていく意義も持っています

施策 D 多様な主体や他の分野間のつながりづくり

文化芸術を振興するために、担い手の確保や関係者（団体）間の連携を強化し、ネットワークを構築します。これらの連携・協働をコーディネートする中間支援機能を強化するとともに、多様な主体や、多様な分野の連携・交流を促進させます。

すでにあるつながりを活かしつつ、市内に居住、活動しているアーティスト、クリエイターとの連携を図り、新たな文化芸術の振興を図ります。

また、それらの活動を支援する担い手やボランティアのネットワークを醸成します。

【取組】

★多様な主体や他の分野との連携・交流の促進 重点取組

文化芸術は教育や福祉、観光などの他分野と連携することで、地域課題の解決に貢献することが期待されます。市の文化芸術活動拠点であるパルテノン多摩の活用のほか、市内の多様な主体や他の分野と連携・交流の取組の推進を図るため懇談会等の開催を実施します。

●文化芸術関係団体の交流の促進

市内には多摩市文化団体連合に所属する団体を含め、文化芸術活動を行う団体が多数あります。多摩市文化団体連合等の中間支援機能を担う団体と連携しながら、「多摩市民文化祭」等を通じて、文化芸術関係団体の交流を促進します。

●文化芸術を支えたい風土の醸成

文化芸術に触れて興味を持った市民が講座やワークショップ等に参加したり、さまざまな文化芸術活動や地域でのイベント等を通して、担い手やボランティアとして関わることで、できる場や機会を確保し、提供します。また、多摩ボランティア・市民活動支援センターと連携し、担い手やボランティアを募集します。

●若い世代を中心としたアーティスト、クリエイター等への支援事業

すでに多摩市内で活動しているアーティストという資源を生かすとともに、市内外の多様な若い世代を中心としたアーティストが創造的に彼らの表現活動を行える場を提供するための仕組み（プラットフォーム）の形成に向けた取組を進め、計画の中間見直し時期において仕組みを稼働させることを目指します。

6 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

1) 庁内体制

本計画では、条例に記載のとおり、文化芸術の振興が市民の生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを認識し、教育、福祉、観光など幅広い分野を対象として、総合的に文化芸術施策を推進することを目指しています。

文化芸術基本法においても、文化芸術のみを振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するとされています。

本計画の推進に当たっては、文化芸術の範囲を広く捉え、庁内における関係部署との連携・協力をしながら取組を進めていきます。

2) 多摩市文化芸術推進委員会

条例第8条の規定に則り、計画の進捗状況と各施策の評価を行うために多摩市文化芸術推進委員会（以下、推進委員会という。）を令和7年度に設置する予定です。委員会の構成委員については、文化芸術に関する専門的な知識をもって議論を進めることを要するため、多摩市の文化芸術活動に詳しい又は経験を有する市民、文化芸術の専門家（学識経験者）を必須とし、必要に応じて他の委員をもって構成します。

(2) 計画の推進に向けた連携

計画の推進は、市のみで進めることは困難であり、市の文化振興を担うために設立された市の外郭管理団体である多摩市文化振興財団（以下、「財団」という）や、アーティスト・市民文化団体・NPO等の多様な主体と連携して取り組んでいくことが必要です。

1) 多摩市文化振興財団との連携

多摩市文化振興財団は、多摩市における文化芸術の振興のための事業や市民の自主的な文化活動への支援を行い、市民のふるさと意識を育てる事業を通じて、市民文化の創造とコミュニティの醸成を図り、広く地域の発展に寄与することを目的として設立されました。

この設立目的を念頭に置き、市は多摩市の文化芸術活動の推進役である財団と連携し、文化芸術事業の企画・運営をはじめ、文化芸術体験の深化や市民の文化芸術活動支援、さらに地域文化の普及・啓発に取り組んでいきます。

地域全体で文化芸術を支えるためには、公民館等の教育機関や大学、地域、企業と財団が連携することが欠かせません。また、地域イベント等に市民団体や地域のアーティストが活動機会を広げるためには、財団がコーディネート機能を担い、鑑賞者と担い手を繋ぐ取組みが期待されます。さらに、様々な理由で文化芸術にアクセスしにくい市民に向けて、鑑賞体

験機会の創出と環境の整備を行い、すべての人が文化芸術に触れ心豊かな生活を送れるよう支援することも、財団に求められる大切な役割です。

これらの取組を進めるにあたっては、財団にパルテノン多摩の運営を担ってもらうことにより、施設の文化芸術振興拠点としての機能を強化させます。そして、市と財団が一体となって計画を遂行することで、地域の文化活動をさらに活性化させていきます。

2) 多様な主体との連携

本計画を着実に推進し、多摩市の文化芸術を振興していくためには、市民、市民文化団体、アーティスト、商店街、NPO、民間の文化施設、大学等の多様な主体と連携・協働して取り組むことも重要です。

それぞれの主体は、文化芸術の担い手として自主的に創造性を発揮することによる新しい文化芸術の創造や、文化芸術の継承、市民への文化芸術活動の機会提供、社会貢献や賛助活動などによる文化芸術活動の支援、文化芸術活動の発信など、様々な役割を持ち、活動しています。市は、多様な主体と連携を図り、文化芸術施策の充実につなげていきます。

(3) 中間支援機能の強化 重点取組

市、財団、アーティスト・市民文化団体・NPO・企業等、多様な主体の連携を促進し、今後の市における文化芸術活動を持続的に発展させるため、中間支援機能を持つ団体を支援するとともに、中間支援機能を強化します。文化芸術活動を行う人々とそれを支える市民や組織、行政をつなぎ、文化芸術活動の発展を支える基盤を整備していきます。

支援者や担い手となる人材の掘り起こしや中間支援機能を有する既存団体の伴走型支援等について調査や研究を進め、関係団体等との協議の上、具体的な取組の検討を進めます。

(4) 重点取組項目の設定について

計画推進にあたって、特に注力し、進捗の確認と評価を重点的に行う取組を以下の4つに選定します。なお、重点取組については計画の見直しのタイミングにおいて、再度見直しを行い選定します。

1) 重点取組①文化芸術に関する情報の集約と発信

多摩市における文化芸術に関するイベント等については、様々に実施されているにも関わらず、情報が市民に届いていないのではないかと、また、情報が溢れているなかで集約して発信すべきであるとの有識者会議での意見がありました。

また、市民アンケート結果で、文化芸術を直接鑑賞しない理由として、関心がない、また公園などの情報を入手できないことを理由に挙げた割合が、第2位(27.8%)と第4位

(19.4%)を占めています。市民に分かりやすく、そして市民の関心を惹きつけるよう、情報の集約と発信に力点を置きます。

【目標値】

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
文化芸術イベント等に関する情報を市公式 X で 1 年間に発信した回数	●回	●回

2) 重点取組②地域アーティスト、クリエイター等の活動の場の充実

市民アンケートで、今後、市内での文化芸術を発展させるために市が力を入れるべき施策として「若いアーティストへの支援、担い手の育成」が 2 番目に多い結果となりました。団体ヒアリングにおいては、多摩市内で活動しているアーティストや市内外の多様な若いアーティストが、創造的に彼らの表現活動を行える場を提供するための仕組みが必要との声がありました。また、文化芸術の力をもって地域に向けた貢献したい意欲も確認されており、市内でアーティストやクリエイター活発に行われることで、より多くの市民が文化芸術に触れ、感性を育むきっかけとなるほか、地域課題解決への寄与も期待されるところです。

こうしたことから、地域アーティスト、クリエイター等の活動の場を充実させる取組を重点的に進めます。

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
地域アーティスト、クリエイター等が優先して活動できる場の数	—	1 拠点

3) 重点取組②児童生徒に向けた芸術鑑賞および体験事業

みんなの文化芸術条例第 7 条第 2 項において、「成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること」が規定されています。

また、市民アンケートで、今後、市内での文化芸術を発展させるために市が力を入れるべき施策として「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること(66.3%)」が最も回答者が多い結果となりました。また、子どもの頃から文化芸術に触れるための取組みとし

て、「学校等での音楽、ダンス、アート等を鑑賞できる機会をつくる（74.2%）」が最も必要とされている結果となりました。

有識者会議においても、児童生徒が、学校および学校外で文化芸術に触れる機会を確保するが重要である趣旨の意見が示されました。

こうしたことから、児童生徒に向けた芸術鑑賞および体験事業を重点取組として位置付け、実態の詳細と具体的な取組の推進を図ります。

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞または体験事業で、市が実施または支援している事業数	●事業	●事業

4) 重点取組③多様な主体や他の分野との連携・交流の促進

ビジョンを踏まえたなかで、多摩市が文化芸術を振興するにあたっては、文化芸術イベントの数を増やすことや、芸術性などを高めることに視点を置くのではなく、文化芸術の取組が、様々な領域と連携し、地域の課題解決に寄与することが必要です。そうした文化芸術の取組によって市民同士の新しい交流を生み出すことも期待されています。

団体ヒアリングをした中でも、アーティストや文化団体において、つながりを増やし、活動規模を拡大したいという声が一定数ありました。また、アーティスト、団体によって様々な地域貢献が可能であり、力を持っている、あるいはすでに実践している事例もありました。

こうしたことから、必要とするヒト、団体、場所等に繋げていくことで地域課題等が文化芸術によって解決されることが確認できました。市として、多様な主体や他の分野との連携・交流の促進を重点取組として位置付け、具体的な取組を推進します。

【目標値】

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
文化芸術交流会を通して新たなつながりを持てた個人または団体等の数（累計）	—	未定（※）

（※）令和 7 年度の交流会を開催した上で、令和 11 年度の目標値を設定する。

5) 重点取組④中間支援機能の強化

本計画においては、中間支援機能の強化については、計画の推進に向けた重要な要素として位置付けています。

中間支援の必要性については、団体ヒアリングにおいて、もっとも意見の多かった内容となります。今回実施した団体ヒアリングにおいては、中間支援の内容としては、他団体等とのネットワーク形成支援、活動候補場所情報提供や広報宣伝の支援、助成金に関する情報提供、申請支援などの内容が挙げられました。

一方、既存団体で、中間支援機能の役割をもって活動する団体がいることも確認されており、また中間支援機能の役割を強化することが期待される団体などもあります。

中間支援機能の強化については、計画全体を推進する肝となることから、重点取組として位置付け、現状調査や先進事例の研究、具体的な支援検討を着実に進めることとします。

【目標】

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年 度	令和 9 (2027) 年度	令和 11 (2029) 年度
中間支援機能の強化に向けた取組	—	調査研究の実施	中間支援機能のあり方を整理 事業の立ち上げ準備	事業開始	事業継続

(5) 参考指標

本計画では、めざす姿の実現に向けた進捗の把握を行うための参考指標を設定します。各指標は、多摩市市政世論調査をベースに設定しており、一部指標を除き、2年に一度の確認を行う予定です。

令和5（2023）年度の現状を「現状値」、計画の中間となる令和11（2029）年度の中間目標を「中間値」、令和15（2033）年度頃の目標を「目標値」とします。

これら指標に基づく定量的な進捗の把握のほか、定性的な評価を、文化芸術推進委員会において実施していくことを検討します。

指標名	現状値 令和5 (2023) 年度	中間値 令和11 (2029) 年度	目標値 令和15 (2033) 年度
1年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を鑑賞したことがあると回答した市民の割合 ※括弧内は、無料鑑賞含む割合	53.9% (63.3%)	63% (73%)	72% (82%)
1年間に文化や芸術の創作をした市民の割合	18.3%	23.5%	29%
パルテノン多摩大ホール及び小ホールの年間利用者人数	166,538 人	220,000 人	230,000 人
文化財施設等(※)の年間延来館者人数	81,333 人	10,7925 人	114,025 人
文化・芸術の振興に関する市政の満足度 (満足・やや満足の回答者割合)	18.4%	22%	27%
子どもの頃から文化芸術に触れる妨げだとなっている要因に、「文化芸術活動に関する情報が乏しい」と「文化芸術活動が身近で行われていない」を回答した市民（子育て世代）の割合	39.1% 39.6%	30% 30%	20% 20%

(※) 市内文化財施設のほか、パルテノン多摩ミュージアムの常設展示の年間鑑賞者数を含む

資料編

資料1 計画策定経過

年度	日程	内容
令和4年度	10月13日	●第1回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・令和4・5年度 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 全体の流れについて ・(仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョンについて
	11月30日	●第2回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・文化芸術を取り巻く社会情勢の変化・多摩市の変化について ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンの柱・街・市民について ・アンケートについて ・ワークショップについて
	12月21日	●第3回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンの柱・街・市民について ・アンケートについて ・ワークショップについて
	1月20日～2月20日	●市民向け多摩市文化芸術の将来像に関するアンケート調査
	2月18日	●市民ワークショップ「文化芸術の将来像を一緒に考えませんか？」の実施
	3月22日	●第4回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・アンケート実施報告について ・ワークショップ実施報告書について ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンについて
令和5年度	4月26日	●第5回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・(仮称) 第1期多摩市文化芸術ビジョンについて ・将来ビジョンの名称について
	5月31日	●第6回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・多摩市文化芸術ビジョンについて
	1月31日	●第1回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・策定の進め方 ・文化芸術ビジョン・計画フレーム等の確認
以後、作成中		

資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議

(1) 多摩市文化芸術振興計画有識者会議設置要綱

令和5年12月11日

多摩市告示第581号

(設置)

第1条 多摩市文化芸術振興計画（文化芸術を通して多摩市が目指す街の将来像を示す多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策、手段及び手順を定める計画をいう。以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の基本的な方針、目指すべき方向性、成果目標等に関すること。
- (2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 次のいずれかに掲げる者 8人以内

ア 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱（令和4年多摩市告示第317号）附則第2項の規定による失効前の同要綱第3条に規定する委員（同条第2号に掲げる者に限る。）であった者

イ 多摩市内における文化、芸術等に資する活動の経験を有する者

ウ 多摩市内における文化、芸術等に関する施設又はイベントその他の事業等を運営する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、有識者会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 有識者会議の会議は、会長が主宰する。

3 有識者会議の会議は、原則として公開する。

4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

氏名（敬称略。五十音順）	役職等
青木 ひとみ	多摩市文化団体連合
伊藤 裕夫（本会議会長）	日本文化政策学会 顧問
岩佐 玲子	多摩市教育委員会教育長職務代理者 恵泉女学園大学客員教授
柏井 万作	NiEW 株式会社 代表取締役
高橋 尚子	公益財団法人多摩市文化振興財団 理事長
沖田 敏浩（令和6年4月～）	新都市センター開発株式会社 常務執行役員
三浦 崇（令和6年6月～）	京王電鉄株式会社 開発事業本部沿線価値創造部長
春田 祐子	特定非営利活動法人多摩子ども劇場
横溝 惇	スタジオメガネ建築設計事務所
米屋 尚子（本会議副会長）	独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部プログラム・オフィサー

資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会作成中

(1) 設置要綱

(2) 委員名簿

資料4 市民アンケート結果

(1) 市民アンケート調査 (15 歳以上)

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関するアンケート調査について

■調査対象

15 歳以上

■調査期間

2024 年 4 月 15 日 (月) から 2024 年 6 月 5 日 (水) まで

■調査目的

市民の文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握し、令和 7 年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

- ・ URL、二次元コードで誘導される WE B の回答専用フォーム
- ・ 公共施設（市役所本庁舎、公民館、KITAKAI さんぽ館、パルテノン多摩）におけるアンケート案内チラシおよび回答用紙、回収 BOX の設置
- ・ 無作為抽出により、15 歳～39 歳の住民へアンケート案内チラシを送付
- ・ 市内の小中学校や近隣大学へのアンケート案内チラシ配布 等

■調査の内容

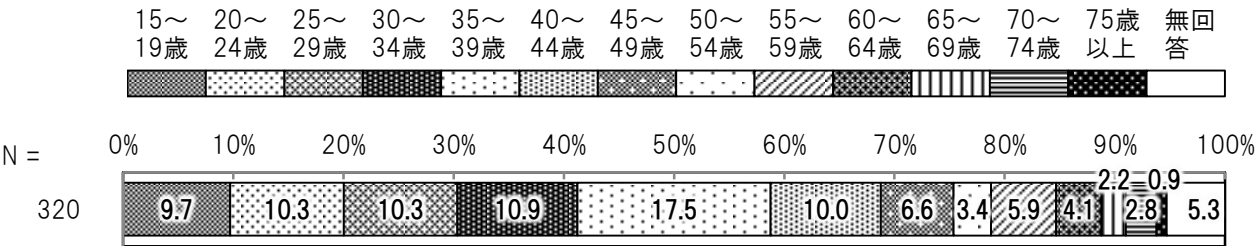
- ・ 回答者の属性
- ・ 文化芸術に関する活動について
- ・ 多摩市の文化芸術について
- ・ 子どもの文化芸術について
- ・ 自由回答

■回答状況

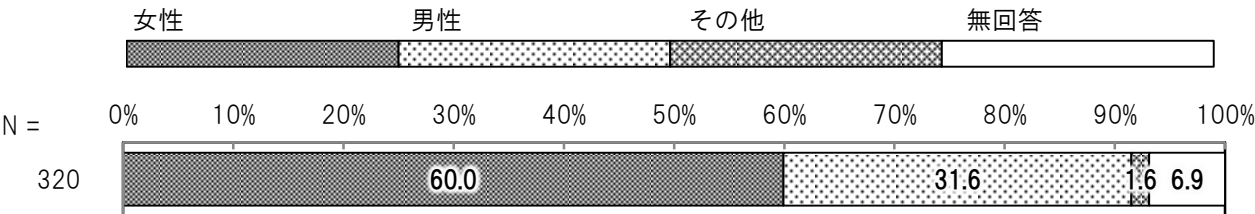
有効回答数 320 件

2) 調査の結果

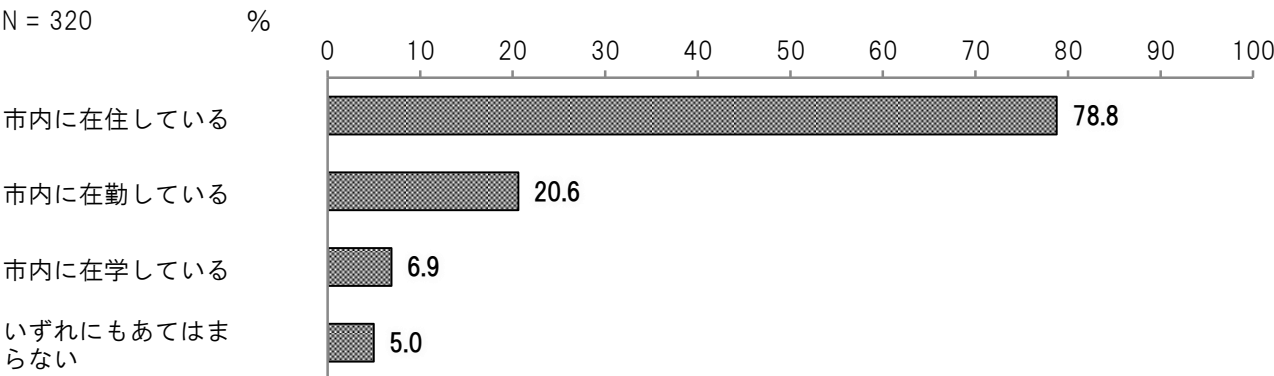
問 あなたの年齢は次のうちどれにあたりますか。



問 あなたの性別は次のうちどれにあたりますか。

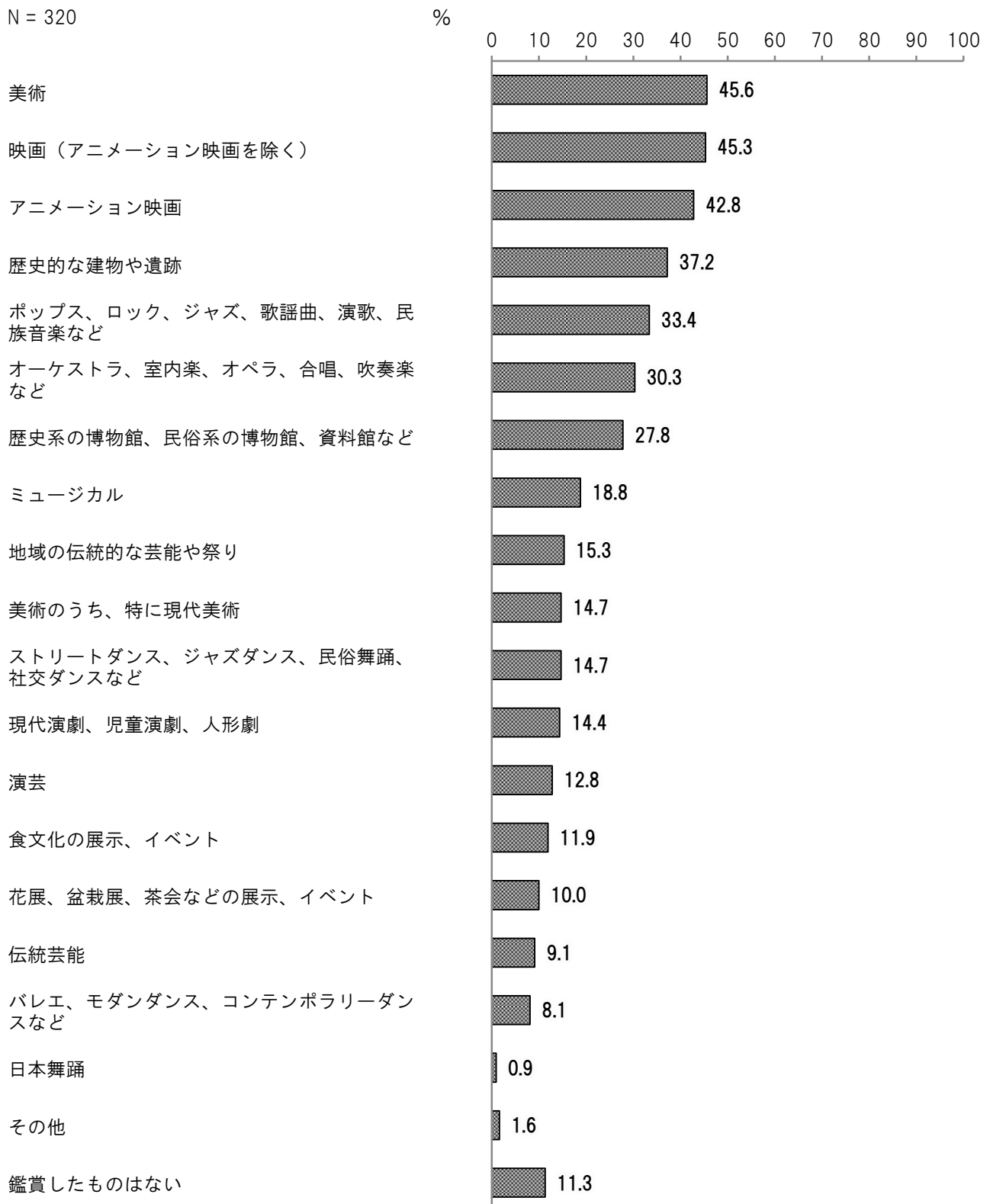


問 あなたは、次の内どれにあてはまりますか。(○はいくつでも)



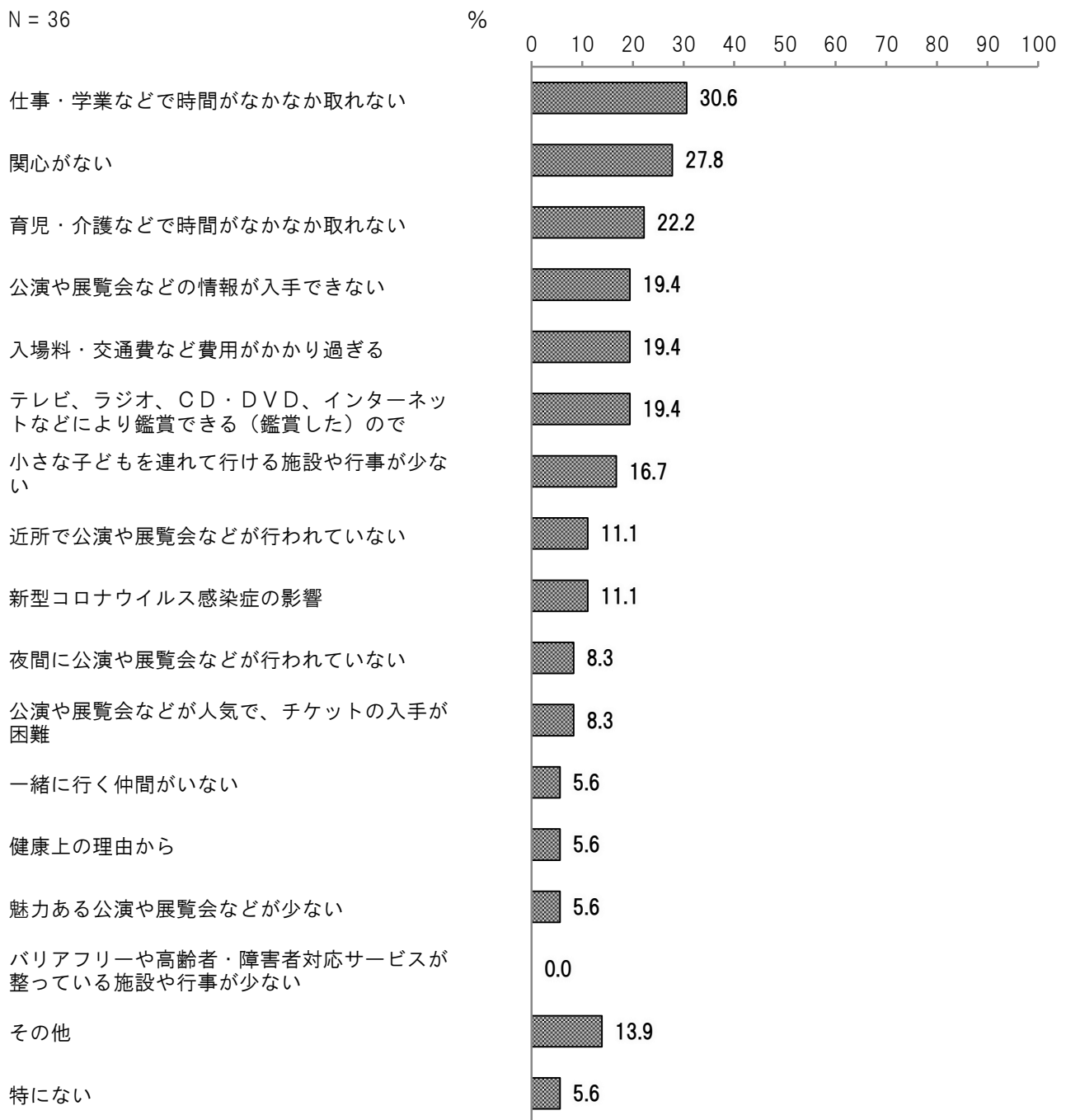
問 あなたは、この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞）をしたことはありますか。（〇はいくつでも）

N = 320

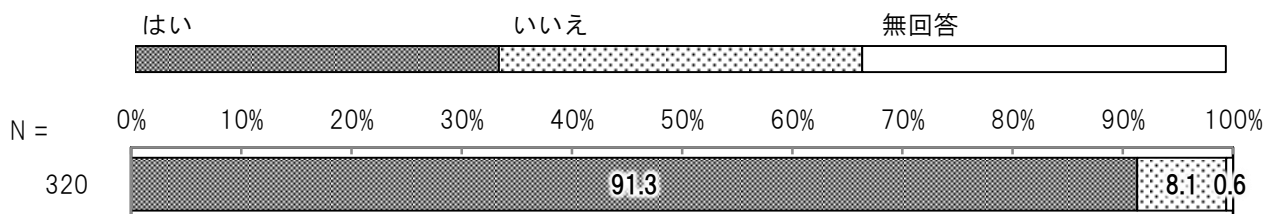


問 あなたは、この1年間に、直接鑑賞しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

N = 36



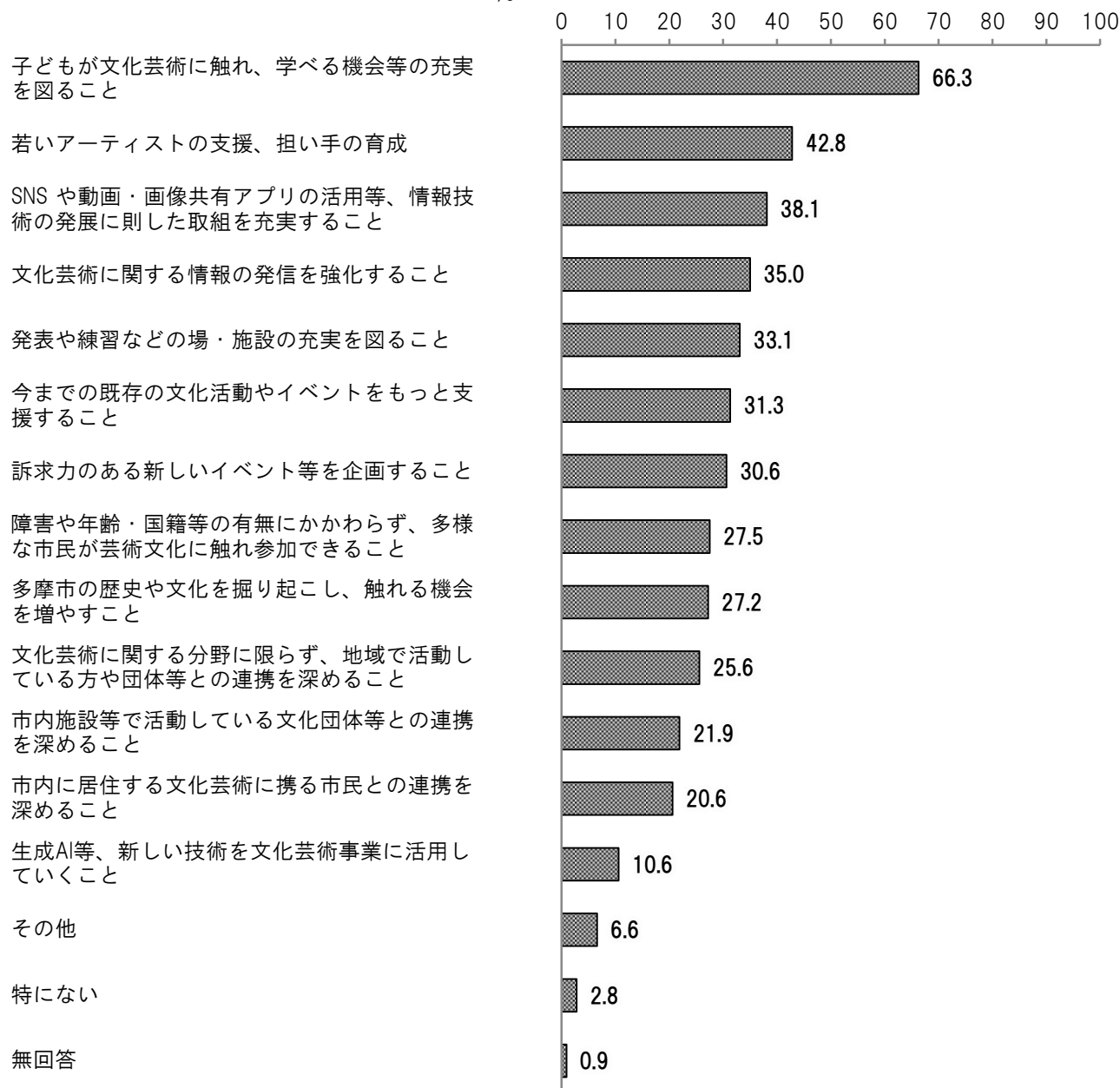
問 あなたは子ども(18歳未満)のころに文化芸術体験を経験しましたか。



問 今後、市内での文化芸術を発展させるためには、多摩市はどのような施策に力を入れていくのが良いと思いますか。(〇はいくつでも)

N = 320

%

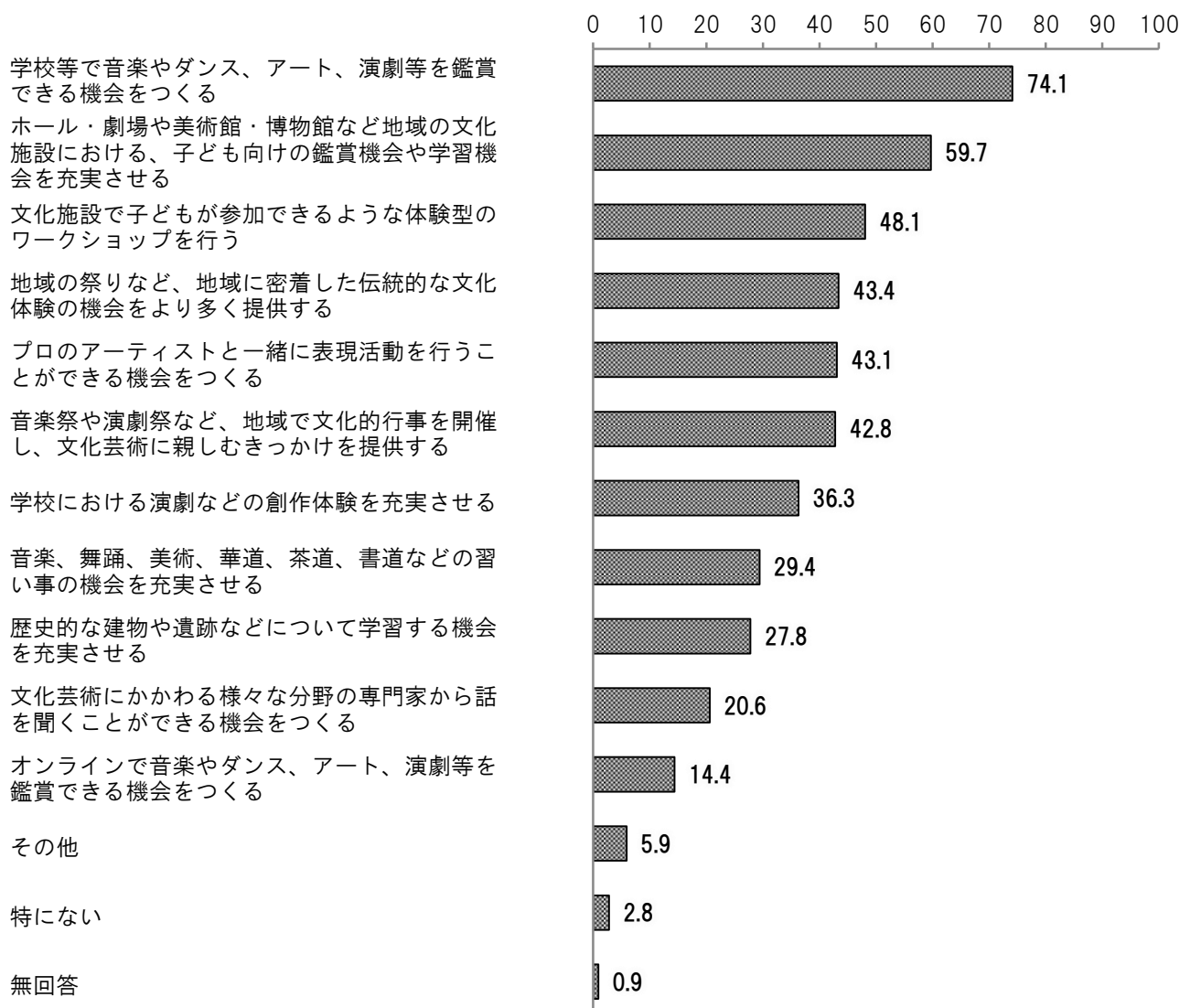


問 子どもの頃から文化芸術に触れるためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

N = 320

%



（２）高校生ヒアリング調査

１）調査の概要

■調査名

文化芸術に関する高校生へのヒアリング調査について

■調査対象

多摩大学付属聖ヶ丘高等学校

■実施日

2024 年 4 月 17 日（水）、5 月 15 日（水）

■調査目的

多摩市内の高等学校に通う高校生の文化芸術活動のニーズ、文化芸術について理想とするまちの姿を把握し、令和 7 年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

市職員による聞き取り調査

私はアート＆カルチャーの力で
街と人を装飾して
多摩市を美しく
したい!

私はアート＆カルチャーの力で
フェスやパーティなどのイベン
トをして多摩市を様々な世代が
関わり合える街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
地域の美術部や吹奏楽部の中高
生と地域の方が交流できるイベ
ントをして、多摩市を人々が繋
がれるようにしたい



私はアート＆カルチャーの力で
流行を産み出して
多摩市を「意外と特急停まるん
だ」と言われなくようにしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
キャラクターやアニメ、漫画が
あふれる街にして多摩市を若者
や外国人にウケる街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
多種多様な芸術であふれさせて
多摩市を色々な価値観を持った
人がみんな笑顔になれるように
したい!

カリスマ起業家が新たに能のサービスを展開。何をした？

VRを用いてどこでも鑑賞できるようにした

突然 GAFA から 500 億円の出資が。文化芸術活動の何に使う？

衰退しつつある日本の伝統芸術に資金援助する

坂本竜馬が現代にタイムスリップ。どうやって茶道に革新を起こした？

お茶を世界中に広めて心を落ち着かせて、世界から争いを無くした



高校生の間で民謡が大バズり。何をした？

ニュース、インターネットの流行、ポップスや恋愛要素を取り入れた

2028 年文化芸術プロリーグ BKGJ リーグが始動。チェアマンのあなたの戦略は？

オーディション番組のように様々なジャンルで勝抜き対決

超高度な生成 AI ARTGpt に聞いてみた「人類にとって文化芸術とは？」

創造と破壊

資料5 文化芸術団体ヒアリング結果

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関するヒアリング調査について

■調査対象

市内で活動する文化芸術団体や文化施設等、25 団体

■調査期間

2024 年 6 月 28 日（金）から 2024 年 7 月 25 日（木）まで

■調査目的

団体の文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握し、令和 7 年度からの「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

- ・調査員が出向き、対面またはメールによる聞き取り調査

■調査の内容

- ・団体の概要（活動内容、活動日、活動場所、所属人数など）
- ・活動の目標、展望、今後なにを実現していきたいか
- ・市民との関わり、地域に貢献できる活動について
- ・感じている課題
- ・公演や事業を行う際の市有施設の利用について
- ・助成金の活用について
- ・他団体（企業・施設）との連携状況
- ・市に期待すること

令和3年9月21日
多摩市条例第22号

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は形作られてきました。文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）の区域における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第3条第2号に規定する市民をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの
- (2) 創造・表現活動を支えるもの
- (3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの

3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重することができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に寄与するものでなければならない。

（市民の権利及び役割）

第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものとする。

（表現活動の担い手の役割）

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

（市の役割）

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うため の施策を実施するものとする。

3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。

4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。

5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。

6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもたちのための取組)

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組を市民と協力し推進するものとする。

(1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。

(2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

(多摩市文化芸術推進委員会の設置)

第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(多摩市立複合文化施設の位置付け)

第10条 多摩市立複合文化施設（多摩市立複合文化施設条例（昭和61年多摩市条例第48号）第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。）は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

(国等との連携)

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条―第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らか

にするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を取めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

資料8 関連計画等一覧

作成中

計画名（計画期間）	概要
第二次多摩市教育振興プラン	
第四次多摩市生涯学習推進計画	
多摩市障がい者（児）福祉計画	

多摩市文化芸術振興計画 素案（案）
令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

発 行：多摩市
編 集：多摩市 くらしと文化部
文化・生涯学習推進課
〒206-8666
東京都多摩市関戸 6-12-1
TEL 042-375-8111
